

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明部会長	<p>皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ、本部会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>それではただ今から、第 723 回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを、御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の南委員、立岩地区の篠原委員のお二人をお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 9 号、9 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。</p> <p>それではまず、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明願専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい。議案書の発送後に、証明願 1 件の提出がありましたので、専決処理をいたしましたので、合計で 4 件となります。</p> <p>こちらの別紙、追加議案と、審査基準の 1 号～7 号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>この 4 件は、民事執行法による競売のために、平成 28 年 4 月 11 日に、松山地方裁判所が、担保不動産競売開始決定に基づき、差押えした農地でございます。それでは順番に御報告をさせていただきます。</p> <p>1 番は、先月の農地部会で御承認いただきました、3 条許可申請との併用による、競売の専決処理の案件でございます。</p> <p>申請人は、新規農業者でございます。競売により本申請地を取得し、新たに農業経営を始めようとするものでございます。</p> <p>適格者である旨の地元委員の副申書を添え、買受適格証明願と同時に 3 条許可申請が提出され、競売地のみでは 30 アール未満であることから、3 条申請地と合わせて 30 アール以上になる案件でございます。</p> <p>入札期間が平成 29 年 2 月 2 日～2 月 9 日でありましたので、内容の審査、久谷地区の地区審査を経て、地元委員の了承をいただいた上で専</p>

決処理をし、買受適格証明書を交付させていただきました。

なお、同時に申請されております3条許可申請は、後ほど、議案第7号で御審議をお願いいたします。

2番、3番及び追加分の競売地は同一でございます。

まず、2番でございますが、申請人は、新規農業者でございます。競売により本申請地を取得し、新たに農業経営を始めようとするものでございます。

3番、申請人は、農地約4アールを耕作する兼業農家でございます。競売により本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

追加分でございますが、申請人は、農地約6アールを耕作する農業者でございます。競売により本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

それぞれ、適格者である旨の地元委員の副申書を添え、買受適格証明願が提出され、入札期間が平成29年2月2日～2月9日でありましたので、内容を審査し、地元委員の了承をいただいた上で専決処理し、買受適格証明書を交付させていただきました。

なお、4件のいずれかの申請人が買受人になった場合には、改めて3条許可申請書が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、事務の迅速化を図るため、地元委員の了承をいただいた上で専決処理し、直ちに許可書を交付させていただきます。その場合には、直近の農地部会にて、3条許可の専決処理報告をさせていただきます。

以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございます。

それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

す。

続きまして、議案第2号、「農地法第5条第1項目的の買受適格者証明願専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

はい、それでは、御説明いたします。

1番、本件は、第1号議案1番と同じ農地の民事執行法による競売で、この案件につきましては、転用目的による参加でございます。本件申請人は、広島市に居住し、不動産賃貸業を営むとともに、静岡県磐田市に太陽光発電設備2基を保有しておりますが、この度、事業の拡張として、競売地である本申請地を取得し、パネル664枚の太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、設置後は、定期的な除草作業を実施するとともに、施工業者がアフターフォローを行うとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上、土地改良区との協議に係る上申書、並びに適格者である旨の地元委員の副申書を添え、買受適格証明願が提出されましたので、内容を審査し、入札期日の関係から、1月11日付で専決処理を行い、適格者と思料するとの意見を付して、愛媛県へ送付させていただきました。その後、愛媛県の審査の結果、1月23日付で買受適格であることの証明がなされ、証明書を交付させていただいております。

なお、本申請者が買受人になった場合には、改めて5条許可申請書が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、直ちに許可相当との意見を付して、愛媛県に送付させていただきますので御了承ください。その場合には、直近の農地部会にて5条許可の専決処理報告をさせていただきます。

以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

<p>渡部泰明部会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第4条届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成28年12月26日～平成29年1月25日に専決処理した案件は10件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら10件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地5件、2,568平米、商工業用地5件、2,850平米、となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第5条届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 28 年 12 月 26 日～平成 29 年 1 月 25 日に専決処理した案件は 10 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 10 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 8 件、3,402 平米、商工業用地 2 件、672 平米、となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 4 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 5 号、「農地法第 18 条第 6 項解約通知報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>1 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償として、離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>3 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作</p>

	<p>するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4番、本件は農地法3条許可により、平成9年12月5日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件3条にて新たに貸し付けるとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第3条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>では、お手元にあります、審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。3枚目からになります。</p> <p>1番、譲受人は、農地約78アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>2番・3番は、譲受人が同一人でありますので、あわせて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、及び、贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>4番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、農業経営を開始するものでございます。本件は、買受適格証明願と併用案件となりますので、競売地を落札した場合には、競売地の3条許可申請が再度提出されますので、その3条と同時に許可となります。</p>

また、最高落札できなかった場合には取下げとなります。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

5番、譲受人は、農地約77アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番は、譲受人は、農地約87アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約47アールを耕作する農業者の世帯員でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、農地約86アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約32アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。

10番、譲受人は、農地約63アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました。

それでは次に、地元委員からの補足説明をお願いいたします。

まず、2番と3番は併用案件となっておりますので、2番の所在地が小野地区となっておりますので、永田委員からお願いをいたします。

永田俊誠委員

それでは、説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は、高井町に居住しており、この度、小野地区及び久米地区にて、新規に農業を始めたいとの申請に及んだものであります。

以前より農作業の手伝いをしているとの申出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、

	<p>本分会での審議をよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。 次に、同じく2番の住所地、及び、3番につきましては、所在地・住所地ともに久米地区でありますので、安永委員からお願いをいたします。</p>
安永公志委員	<p>それでは、御説明をいたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は松山市高井町に住んでおります。 今般、久米地区の農地を無償で借り受け、贈与を受ける小野地区の農地とあわせて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものであります。 久米地区において営農体制等を確認いたしましたところ、農作業歴は5年ほど手伝いの経験もあり、通作についても障がいのないと思われるため、地元及び住所地農業委員として了承をいたしました。なお、本分会での御審議をよろしく申し上げます。 以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。 次に、4番であります。先ほど事務局から説明がありましたとおり、議案第1号の1番との併用案件となっております。所在地が久谷地区でありますので、池田委員からお願いをいたします。</p>
池田友邦委員	<p>それでは、説明させていただきます。御説明いただきましたように、併用案件でありますので、よろしく申し上げます。 事務局からも説明がありましたように、譲受人は、伊予郡松前町に居住しております。この度、久谷当地の農地を競売で取得し、また、農地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものであります。 最高価格落札者とならなかった場合には、3条許可申請の取下げについて、申請人の同意を得ております。 地元において、農業に対する営農体制・労働力などを確認しましたと</p>



	<p>ころ、地元からの営農指導や協力を受けることなど、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、農地約57アールを耕作する農業者でございますが、昭和44年当時、農家住宅建築の際、農地法の許可を得ず、本申請地へ農業用倉庫を移築していたもので、今回、違反の解消をしたいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄平井駅からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、両親と同居し、会社勤めの傍ら農地約50アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を母親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番・4番は、受人が同一で、また、近隣農地での事業ですので、一括して御説明いたします。</p> <p>本件受人は、土木建築・運送業・太陽光発電事業を主な業務とする法</p>

人でございますが、この度、3番において、事業の拡大を図るため、日照、土地のまとまり等、事業に最適な合計9,573平米の本申請地を取得し、パネル2,340枚の太陽光発電施設を設置するとともに、4番では、既存の車両置場・資材置場が手狭で事業に支障を来していることから、事業のアクセス拠点として便利な本申請地を取得し、各種トラック・従業員車両等の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

また、3番は、申請面積が3,000平米を超えますので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

本件は、1,000平米以上及び、一連の事業でございますので、後ほど、3番・4番一括して、地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

5番、本件受人は、市内余戸南三丁目で美容室を経営しておりますが、この度、借家店舗を返還の上、本申請地を取得し、店舗併用住宅を建築しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、自動車専用道路出入口からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

6番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、今般、本申請地を妻の母親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、今般、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

8番、本件受人は、兼業農家でございますが、平成26年3月28日付で、3年間の一時転用として農地法第5条許可を受け、農用地区域内にある本申請地で、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発電施設を開設しておりますが、本年3月末で3年の許可期間が経過することから、引き続き事業を継続するための再申請が提出されたものでございます。

<p>渡部泰明部会長</p>	<p>本申請は、パネル 336 枚の支柱となる 1.41 平米についての 3 年間の一時転用許可申請であり、それ以外は、全面しきみが植栽され、パネル施設による特段の支障もなく生育しており、営農に知見を有する者からの支障ない旨の所見も添付されています。</p> <p>なお、本申請地は、農振整備計画において定められた農用区域内にある農地、すなわち優良農地の案件として、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>池田友邦委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは次に、地元委員からの補足説明をお願いいたします。3 番と 4 番であります、譲受人が同一人で、事業地も隣接地でありますので、あわせて、久谷地区の池田委員からお願いをいたします。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>それでは、御説明をさせていただきます。7 号議案の 3 番・4 番になりましょうかこれ。あわせて御説明をさせていただきます。</p> <p>事務局から説明がありましたように、譲受人は、土木・建築業を営む法人であります。</p> <p>現在、堀江町の営業所を拠点に事業用車両を有し、県下一円に展開しておりますが、事業拡大に伴い車両が増え、業務に支障を来していることから、砥部及び川内方面へのアクセスを考慮し、久谷方面にて露天駐車場を確保したく、また、加えて安定した収益を得るため、新規事業として太陽光発電事業を開始したく、本申請に及んだものであります。</p> <p>大規模な転用となりますが、周辺地域への被害防除についても十分に配慮されていることから、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第 7 号について、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p>

<p>渡部泰明部会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、3番及び8番、この2件は、農業会議の意見を聴いた後、そのほかは直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「平成28年度第11号農用地利用集積計画」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>永野吉彦副主幹</p>	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件5件のうち、使用貸借権の設定が4件、賃借権の設定が1件となっており、設定総面積は、合計2万6,293平米でございます。その内訳は、新規が5筆、更新が8筆、再設定が2筆となっています。</p> <p>番号1の譲受人は、約88アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号2の譲受人は、約247アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号3の譲受人は、約80アールを耕作する農業者で、使用貸借権を再設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号4の譲受人は、農地中間管理機構としての事業を目的の一つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促すため、担い手の掘り起こしをし、借り手候補が見つかる本申請地に対して、農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が農用地利用配分計画を決定し、県の認可、公告を経て、借り手の方へ、3月頃に正式に転貸される予定です。</p> <p>番号5の譲受人は、約315アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積・農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成29年2月15日となっており、公告日の翌日か</p>

<p>渡部泰明部会長</p>	<p>ら効力が発生することとなります。 以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。 ただ今、議案第8号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三主幹</p>	<p>はい、それでは、御報告いたします。 平成28年12月26日～平成29年1月25日に専決処理した案件は9件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら9件につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 ただ今、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>

	<p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 9 件の議案審議は、全て終了をいたしました。ここで、委員何か、御意見等ございませんか。</p>
村上光夫委員	はいはい。
渡部泰明部会長	はいどうぞ、村上委員。
村上光夫委員	まず会長、おたくの担当しておられる地域に、甲種農地が認定されておる所はあるんですか。あるのかないのか。
渡部泰明部会長	はい、会長。
戒能明久会長	今んところはないですね。
村上光夫委員	ない。戒能会長代理はないですわな。
戒能謙介会長代理	はい。
村上光夫委員	部会長はどんなですか。部会長の地域和気の方じゃろ。
渡部泰明部会長	和気地区にはありません。
村上光夫委員	ない。中川委員どんなで。

中川均部会長代理	あります。
村上光夫委員	<p>あろう、私知っとして聞いたんよ。あるのよ、これは。</p> <p>あのですね、これ今日の3条申請か、北条出とる。これ、2反5畝<sup>せ</sup>。これがいくらで売買しとると思う、皆さん。これ100万円ですよ。今までずっと北条の見ておると、ほとんどが100万円代。もういよいよ安い、100万円以下がほとんどやから。なぜそうなったのかということです、問題は。この甲種農地が認定されてね、あるいは、さかのぼって言いますが、農振が認定された時です。農家の皆さんはわからんのです。10年ぐらいたたなんたら農家の人はわからん。そして売買をしてみて、初めて、農業委員会に申請したらあそこは甲種農地じゃ、あそこは農振じゃと、言われるので初めて、その時に、農家の人はやっと認識するわけよね。そういう状況でずっときておるもんじゃから、非常に、農家の人は泣いておる。</p> <p>例えばね、私の例を申し上げますとね、私のことですけどね。私が前に、8反ほど、太陽光に何したん。その時に、私の地域は、農振を入れる時にですよ、これもう何十年前じゃが。その時に私が反対したん。絶対に農振に入れささんと、農業振興計画は設定ささんと、言うて。その時私は、地区の区長です。そして、ほかの地域も反対をしておったが、順々に市の方が、非常にこう熱心に来るもんじゃから皆入れてしもたん、農振に。私だけは絶対入れささんだん。私が辞めたらこれ次の区長に入れいとう言うてくる。全部、私が健在でおりますから、入れささんだん。そしたら、今回、21年の6月に、甲種農地に認定されとるので、太陽光で8反ほど売った申請に出すとゆかなんだん。はねられた言うて、何言うてそれから私が怒っていったん。農林省へ電話してやかましい言うて。中四国農政局もやって、それで県やって。そして、この、今の役員も私は責めなんだところが、職員が黙って入れた。何も言わずに入れとった。なぜ入れたんぞ言うて私が怒ったんです。それを入れたんが、今の中川委員じゃ。あの地域が10ヘクタール以上あるんです。それにひつついとるもんじゃから、合わせて入れとる。それで私が怒って、結果は改良してもろて、太陽光に売って現在やっております。</p> <p>ところがね、今私がこれから言わんとするところは、平成11年に20ヘクタール以上のところが最初やっとなですけんね、甲種農地に認定したんですよ。21年に、米があり余っとなのに物足らんので、国で見たら、10ヘクタールに加減して、10ヘクタール以上の面積があるところは、</p>

全部入れなさいよと、こういうことで出てきたん。そして、それを私が農林省でやかましい言うた時にね、何でそんなことするんぞ言うたら、いや、うちは、原案を作るだけです法律の。後は国会が審議して国会が決定すると。国会が決定したものは、どこがどのように認定するんぞと。地域がわかるまいかと、どこに何ヘクタールあるやらわからずまいかと、法律学で厳しくずっとそこを下げていったら、結果は、私も恥かいたようなもんです。地元の農業委員会が決めとんですよとこうきたん、答えは。農業委員会が決めたんなら、私も知つとらないかん。ずっと私は農業委員やっておるんやから。ところがそうではないんです。職員が決めとん黙って。そういう不都合なことしぢゃならん。

こないだも、私の圏で、ある業者が、売らんかと。うん、もうわしも年が年やけん、どうにもならんけん、よう作らんけん、売りますよと言って。まだ申請には来てないはずやから問合せになつとんじゃと思う。そしたら職員が、あそこは区画整理をしとる所じゃけんためですとか言うて。全くのうそを言うとん。区画整理なんかしとらせん。旧北条市でね、区画整理しとんのは、私の地域やけど、八反地いうとこと、そして、私の地域では担当がですよ、難波の庄です。この2カ所しか区画整理せん。これは昔の明治時代にやっておる。にもかかわらず、そういうばかなうそなことを職員が言うとる。名前は言わんけどね。そんなようなたらめでね、法律を守らないかん言いもってやりよるが、そんなもんじゃないん。

特に、このように、農地が下がってしもて、たった1反が50万、2反で100万、それまではね、三浦工業株式会社、あれも私が北条へ誘致したんです。市長がしたんじゃない私がしたんですよ。だから今でも、三浦へ行ったら私の名前すぐわかるわい。そういうことでやってきた当時にですね、坪が4万5,000円から5万円で皆売つとんです。そして、その地域いまだにその余韻が残つとるん。にもかかわらず甲種農地に入ったために、今言うたように反当が100万。これね、百姓殺しよるようなもんですよ。この農業委員会も委員の皆さん方よく検討を考慮してもらわないかん。ここに問題があるんよね。下がってしもとる。

例えば今度は私の例を見ますと、私が今85歳ですよ。声は元気なんよ気は強いよ。元気なんじゃけど、体は済んでしもとる。百姓なんかもうできるような状況やないんです。そうすると私はまだ田が、ようけ持つとるわけですが、その田を、売ろうも売らさんようにするということになってくるとですね、これは私に死ね言うのと同じじゃ。

私がなぜ最初に甲種農地の認定しとんのかいうふうに役員の皆さん



に聞いたのは、問題はここです。皆さんは、そういう認定されてないから痛さがわからん。認定されとる所は非常にこう、もう、本当に死ぬ言われたのと同じよ。特に私の場合はそうですよ。それで百姓せえ言うのはそれこそ、殺せ言うのと同じじゃ。だから私が一言で言うから、荒らすのがええのか、何か方法を考えて利用するのがええのか、どっちかということ、役員の方々に今後検討してもらいたい。そして、職員の皆さんもですね、こういう、非常に底辺まで苦しい人の意見を聴けば、今の法律をどのようにして改革して改正したらええかというぐらいのことは、職員としても考えてもらわないかん。これ今後のことで私は言えるわけやから、申し上げておりますが。

特に西条市見てごらんない。西条市は早く、建設省が線引きした市街化区域、調整区域、それでももちろん今の農振も、甲種農地も全部解放したんですよ。だからこないだから新聞出よるでしょ、いろんなことをやるのをね、簡単にできる。解放しとるからできる。甲種農地で縛られとったらできせんよそれが。解くのも解かんのもこれ農業委員にあるんです、権利は。もしあなたたちがようせんのやったらわしがいつでもやってあげる。県でも国でも。

例えばさっき、太陽光の問題があるところに出とったがね、県へ出さないかん。ここが甲種農地に認定して、それで問題が農家から出てきたら、ここでは今承認してもらた、皆そう言った。それを次に今度は県へ送付。それをように理屈を考えてごらんないや。全て地元の方から原因作って、県へ申請、こういうふうにしましたよという。元はですよ。そしたら今度は県の方は、それからは、例えば5条申請にせよ、4条にせよ、県の方へ持ってこいと。県が許可しなきゃだめよと。これはね、よう考えてや、原因を我々が作って、今度は上部団体に言うて許可もらわないかんような、そういう制度はやっぱりね、これもやっぱり改革していかないと、私は思うんです。

だから、あえて私は申し上げておくが会長さんね、今後、私の言うことこれ何ぼか参考になると、参考じゃない、本当にね、検討してもらわんといかん。検討して解かないかん。それでももちろん市の市長にも意見具申せないかんと思うがね。西条のようにしてもらいたい。そうせんと、北条だけですよ、甲種農地に認定されとんのが。甲種農地や農振いうのはね、ぐるりに家があったら、本当はできんのですよ。それを、あるのにやっとなよ。私もね、後々から気が付いたんで、その時にすぐじゃたら許さんのじゃけどね。そういうことが、ずっと今、苦しんでおるのが北条の実態じゃということをよく御理解願って、これを全部解除する

	<p>ように、申し上げておきます。お願いします。</p> <p>以上。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>すみません、会長一言。</p>
戒能明久会長	<p>はい、すみません。</p> <p>村上委員から、前年の11月に、農地部会に、この甲種農地について、お話がございました。それらについて、いろいろ検討を加えてきておりますが、12月の時の農業委員会の時に、甲種農地の取り扱いについて説明すると、いうことで、農地部会長にも相談したんですが、村上委員が、その甲種農地をそのようなことで考えとんではないんだと、もっと考え方が深いんだと、いうことを聞かされたので、答えはいたしませんんだですが、今日お聞かせ願って、西条市が、そのようなことで、甲種農地も解放されたと、いうことでございますので、農業会議、農林水産課等とも検討しながら、また事務局とも検討して、よりよい前向きの姿勢にしていきたいと考えておりますので、御了承いただきたいと考えております。よろしく申し上げます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
村上光夫委員	<p>一つ付け加えておきましょうわい。</p>
渡部泰明部会長	<p>村上委員。</p>
村上光夫委員	<p>まずは、甲種農地はね、そういう認定されとる地域ね。これをね、年にとって、もう皆、私だけやない、年にとってきよんよ。若いもんは一人も百姓しよんはおらん。いずれは、私が今言よるような問題が起きてくる。そうなってくるとですね、この農地を荒らすのがええのか、何かの形で利用するのがええのか、どっちをとるかということを検討してもろ</p>

	<p>たら、事はわかるわけでございます。付け加えておきます。</p> <p>以上。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ほかに、ございませんか。ないようでしたら、事務局から1～2件、事務連絡があるようですので、してください。</p>
永野吉彦副主幹	<p>はい、連絡事項がございます。</p> <p>先日の総会で御案内いたしました、平成28年度農業委員活動記録ノートですが、本日も、お持ちいただいている方は、事務局職員にお渡しください。また、まだ提出されていない方は、後日お近くの支所からお送りいただくか、地区審査等で、職員の方にお渡しください。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
松木晶裕局長	<p>部会長、すみません。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。</p>
松木晶裕局長	<p>失礼します。次回の農地部会の日程でございますが、3月の10日、金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、それでは、以上で723回農地部会を閉会いたします。</p>
松木晶裕局長	<p>御起立願います。礼。</p>

	午前 11 時 20 分閉会
--	----------------